

第44回苫小牧市地域協議会次第

日時：平成27年8月25日(火)19時00分～

場所：リサイクルプラザ苫小牧

1 開 会

2 あいさつ

北海道副知事 荒川 裕生

苫小牧市長 岩倉 博文

3 議 題

(1) 地域世話人の選出について

【継続協議事項】

(2) 深夜・早朝時間帯の離着陸回数の変更に係る協議について

① 住宅防音対策の補完（案）について

② 合意文書(案)について

(3) その他

4 閉 会

<配付資料>

資料1 住宅防音対策の補完（案）について

2 「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」の確認事項

参考資料 深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書

住宅防音対策の補完（案）について

住宅防音対策は、深夜・早朝時間帯における運航便に係るものであることを考慮し、国（防衛省）に準拠した住宅防音工事を補完する対策として、「寝室対策」を追加して実施します。

《実施の目的》

- 深夜・早朝時間帯の睡眠に配慮した室内環境を確保するため、各住戸の寝室における遮音性能の向上を図ります。

《補完対策の内容》

- 住宅防音対策として実施する防音工事に加え、家族数分の居室（原則寝室とします）に、「内窓」及び「冷房装置」を設置します。

<内窓の設置>

- ・ 寝室に内窓を設置し、遮音性能をJIS規格の「T-4」レベル（▲40dB）に高めます。

（例）「T-2」レベルの外窓+内窓＝「T-4」レベル

<冷房装置の設置>

- ・ 寝室に冷房装置を設置し、防音サッシにより遮音した室内での夏場の睡眠を確保します。

- なお、内窓が既に寝室に設置されているなどの理由により、上記の対策を実施しない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能とし、その工事費は、一戸当たり100万円を上限とします。

「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」の確認事項

新千歳空港の24時間運用に関する苫小牧市地域協議会を構成する北海道、苫小牧市及び地区は、平成27年3月19日付けの「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書」の細部について、次のとおり確認する。

記

【住宅防音対策】

(1) 対策区域の指定日

平成27年10月31日とする。

(2) 工事の適用工法

住宅防音工事の適用工法は、次のとおりとする。

別紙に定める対策区域の区分	適用工法	計画防音量 (※)
対策区域 ①	A 工 法	25dB以上
対策区域 ②	B 工 法	
対策区域 ③	C 工 法	20dB以上

(※) 計画防音量は、500ヘルツにおける総合透過損失値を標準とする。

(3) 工事の内容

○ 防音建具機能復旧工事

機能復旧工事は、防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して実施する。

ただし、防音サッシは、日本工業規格（JIS）に定める基準T-2の遮音性能を満たすものへの取替とし、この取替に代えて内窓を設置できるものとする。

助成対象メニュー	以下のいずれかを選択 ① 既存の防音サッシを新しい防音サッシ（T-2）に取替 ② 既存の防音サッシに内窓を追加
----------	---

○ 新規住宅防音工事及び建替住宅防音工事

防音工事は、防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して実施することとし、工法別の区分により、天井や壁などの必要な工事を行う。

ただし、防音サッシは、日本工業規格（J I S）に定める基準T-2の遮音性能を満たすものへの取替とし、この取替に代えて内窓を設置できるものとする。

区 分	A 工 法	B 工 法	C 工 法
天 井	在来天井を撤去し、防音天井に改造 〔鉛板貼せっこうボードあり〕	同左 〔鉛板貼せっこうボ ードなし〕	原則として在来のまま 〔著しく防音上有害 な亀裂、隙間があ る場合は補修工事 を実施〕
壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造 (遮音シートあり)	同左 (遮音シートなし)	
外部開口部	防音サッシ（T-2）に取替又は既存のサッシに内窓を追加		
内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等）に取替		
床	原則として在来のまま（著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合は補修工事を実施）		
空気調整設備	暖房機器（FF式）・空調機器（防音型換気扇など）・冷房機器の設置		

【住宅防音対策の補完】

住宅防音対策の対象住宅全戸において、家族数分の居室（原則寝室とする。）に、内窓及び冷房機器を設置する。

なお、内窓が既に寝室に設置されているなどの理由により、上記の対策を実施しない場合は、寝室の静寂な室内環境の確保が期待される屋根、天井又は壁の工事を選択可能とし、その工事費は、1戸当たり100万円を上限とする。

【フォローアップ】

防音工事後のフォローアップは、防音機能の維持・確保を目的として、国に準拠しながら必要な工事を実施することとし、その時期や内容は適正な時期に検討する。

なお、新規住宅については、フォローアップの中で、住宅防音対策の進捗状況や一定期間後の住宅の防音機能の状況を踏まえ、適正な時期に補完対策を実施する。

この確認事項を証するため、本書を5通作成し、北海道、苫小牧市及び地区が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

北海道

総合政策部交通企画監

苫小牧市

総合政策部長

植苗地区代表

地域協議会委員代表

沼ノ端地区代表

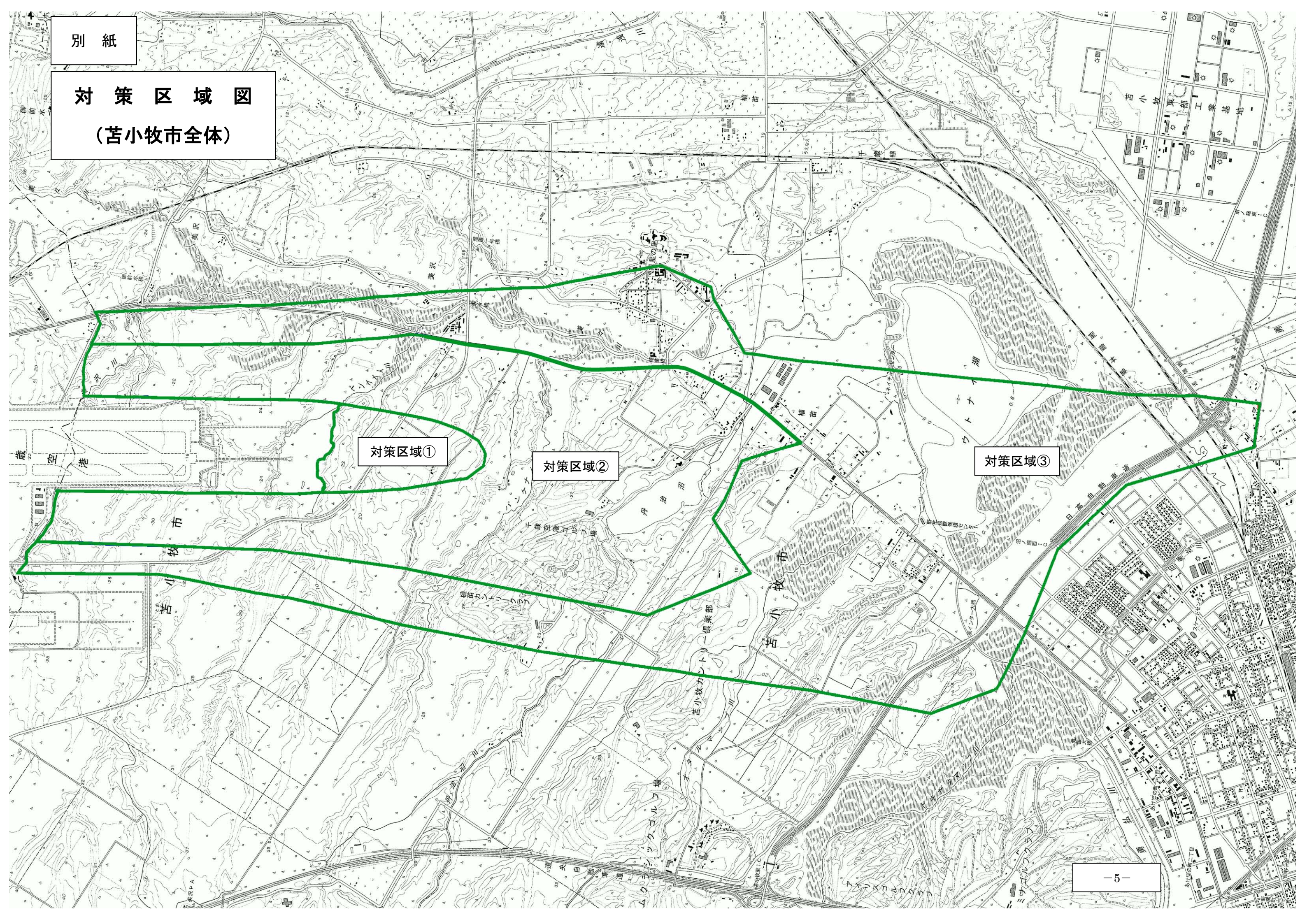
地域協議会委員代表

勇払地区代表

地域協議会委員代表

対策区域図

(苫小牧市全体)



対策区域①

対策区域②

対策区域③

対策区域図（詳細）

植苗地区

対策区域①

対策区域②

対策区域③

沼ノ端地区

対策区域③

